

山口県報

平成18年
6月6日
(火曜日)

目次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	三
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定(厚政課)	三
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課)	三
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	三
海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正(漁港漁場整備課)	四
海岸保全区域のうち漁港管理者である地方公共団体の長が管理する区域に関する告示の一部改正(漁港漁場整備課)	五
小野田都市計画事業小野田日の出一丁目土地区画整理事業の施行認可(都市計画課)	六
公告	六
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	六
選管告示	六
政治団体の名称等	六
政治団体の異動事項	七
解散等に係る政治団体の名称等	七
資金管理団体の名称等	八
資金管理団体の異動事項	八
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	八

山口県告示第三百三三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年六月六日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年六月六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社トクヤマ
住 所 周南市御影町一番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場
所在地 周南市晴海町一番一号
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 四 変更しようとする事項の内容
排水の排出の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

No. 2 排 水 口		No. 1 排 水 口		排 水 口	
変更後	変更前	変更後	変更前	項 目	
"	"	"	七	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)
"	"	"	九、六	通 常 最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)
"	二	"	三・九	通 常 最 大	浮遊物質量 (mg/l)
"	三	"	四・八	通 常 最 大	油類 (mg/l)
"	五	"	三	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
"	一〇	"	五	通 常 最 大	リン (mg/l)
"	"	"	二	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
"	〇・三	"	一・二	通 常 最 大	リン (mg/l)
"	〇・六	"	二	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
"	〇・〇二	〇・〇四	〇・〇三	通 常 最 大	リン (mg/l)
"	〇・〇四	〇・〇二	〇・〇六	通 常 最 大	リン (mg/l)
"	一、三八〇	四七〇、四三三	四七〇、一三三	通 常 最 大	排水の一日当たりの量 (m ³)
"	二、六一〇	六五一、二三四	六五〇、九三四	通 常 最 大	排水の一日当たりの量 (m ³)

五 排水の汚染状態の値及び排水の量

沈 殿 池				種 類	
処理後		処理前		項 目	
変更後	変更前	変更後	変更前	通 常 最 大	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
"	七	"	一〇・五	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)
"	九、六	"	一、八	通 常 最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)
一三・七	一三・八	一三・七	一三・八	通 常 最 大	浮遊物質量 (mg/l)
二〇・五	二〇・六	二〇・五	二〇・六	通 常 最 大	油類 (mg/l)
"	一〇	"	三、五〇〇	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
"	二〇	"	五〇〇〇	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
"	二	"	三	通 常 最 大	リン (mg/l)
"	"	"	一・九	通 常 最 大	リン (mg/l)
二〇・二	二〇・三	二〇・二	二〇・三	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
〇・一	〇・〇二	六・四	六・五	通 常 最 大	リン (mg/l)
一	〇・二	一・四	一・五	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
三八、四三三	三八、一三三	三八、四三三	三八、一三三	通 常 最 大	排水の一日当たりの量 (m ³)
五一、二三四	五〇、九三四	五一、二三四	五〇、九三四	通 常 最 大	排水の一日当たりの量 (m ³)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

七四		種 類	
変更後	変更前	項 目	
通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値
"	七	通 常 最 大	水素イオン濃度 (水素指数)
"	九、六	通 常 最 大	化学的酸素要求量 (mg/l)
一三・七	一三・八	通 常 最 大	浮遊物質量 (mg/l)
二〇・五	二〇・六	通 常 最 大	油類 (mg/l)
"	一〇	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
"	二〇	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
二〇・二	二〇・三	通 常 最 大	リン (mg/l)
〇・一	〇・〇二	通 常 最 大	リン (mg/l)
一	〇・二	通 常 最 大	窒素 (mg/l)
三八、四三三	三八、一三三	通 常 最 大	排水の一日当たりの量 (m ³)
五一、二三四	五〇、九三四	通 常 最 大	排水の一日当たりの量 (m ³)

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第三百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十八年六月六日

山口県知事 二井 関成

名称	所在地	廃止年月日
町立美和病院	玖珂郡美和町大字渋前一七七六	平成一八、三、一九
村上医院	宇部市中央町三丁目一番一五号	" " " 三一
小田整形外科	山口市中央四丁目四番四号	" " " "
岩国市立柱島診療所	岩国市大字柱島一三二の七	" " " 一九
本郷村診療所	玖珂郡本郷村大字本郷二一〇〇の	" " " "
周東町川越出張診療所	一 玖珂郡本郷村大字本郷二一〇〇の	" " " "
周東町中田出張診療所	三 " 周東町大字三瀬川九五七の	" " " "
三宅婦人科医院	五 " " 大字田尻七五六の四	" " " "
ザビエル歯科医院	五 熊毛郡平生町大字宇佐木三五四の	" " " 三一
本郷村歯科診療所	一 山口市道祖町五番一〇号	" " " "
徳山共同薬局	一 玖珂郡本郷村大字本郷二〇八七の	" " " 一九
溝上薬局	周南市平和通一丁目六	" " " 二、二一
	山陽小野田市中川一丁目八番三九号	" " " 三、三一

山口県告示第三百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年六月六日

山口県知事 二井 関成

名称	所在地	指定年月日
岩国市立美和病院	岩国市美和町渋前一七七六	平成一八、三、二〇
むべの里診療所	宇部市大字東須恵三二〇の一	" " " 四、一

あゆかわこどもクリニック 山口市平井一四三九の一五

耳鼻咽喉科かめやまクリニク 亀山町五番八号 " " " 三、 "

杉田整形外科 " 中央四丁目四番四号 " " " 四、 "

岩国市立周東川越診療所 岩国市周東町三瀬川九五七の三 " " " 三、二〇

岩国市立周東中田診療所 " 周東町田尻七五六の四 " " " " "

岩国市立本郷診療所 " 柱島一三二の七 " " " " "

てらい内科クリニック " 本郷町本郷二一〇〇の一 " " " " "

井本歯科医院 " 山陽小野田市大字山川九七の一 " " " 四、 "

ザビエル歯科 " 宇部市大字東須恵六七三の七 " " " " "

石井歯科医院 " 山口市道祖町五番一〇号 " " " " "

岩国市立本郷歯科診療所 " 岩国市玖珂町五九一三 " " " " "

立山薬局 " 本郷町本郷二〇八七の一 " " " 三、二〇

厚狭駅南薬局 " 宇部市大字東岐波三八四八の二 " " " 四、 "

溝上薬局 " 山陽小野田市大字山川三一の一 " " " " "

" 中川一丁目八番三九号 " " " " "

山口県告示第三百六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十五条の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

平成十八年六月六日

山口県知事 二井 関成

名称	所在地	指定辞退年月日
栄歯科クリニック	周南市代々木通一丁目一四	平成一八、五、六

山口県告示第三百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年六月六日

山口県知事 二井 関成

土地改良区
 宇部市厚南際波土地改良区 平成一八、五、二五
 宇部市大山花香土地改良区 " " 二九

山口県告示第三百八号

海岸保全区域の指定に関する告示(昭和三十三年山口県告示第五百二十二号)の一部を次のように改正する。

平成十八年六月六日

山口県知事 二井 関 成

三十八 山口県山口南沿岸床波漁港海岸西岐波地区海岸江頭地先海岸に関する部分を次のように改める。
 三十八 (一) 海岸の名称

山口県山口南沿岸床波漁港海岸江頭地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三の各点を順次結んだ線及び基点三、補助点三の一、一の二、一の二、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

- 一 宇部市大字西岐波字江頭一四六五番地の四の標柱の位置(北緯三三度五六分五〇秒東経一三二度一八分一三秒)
- 二 基点一から二〇六度四三分六六二メートルの点
- 三 基点二から二三五度三三分四四メートルの点

補助点

- 一の二 基点一から三四度二七分一二七メートルの点
- 一の二 基点一から六一度一七三分三三三メートルの点
- 三の一 基点三から一一六度〇八分六三三メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一條の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

三十八の二 山口県山口南沿岸床波漁港海岸西岐波地区海岸白土地先海岸に関する部

分を次のように改める。

三十八の二 (一) 海岸の名称
 山口県山口南沿岸床波漁港海岸床波西地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三の各点を順次結んだ線及び基点三、補助点三の一、三の二、一の二、一の二、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

- 一 宇部市床波一丁目三三四〇番地の四地先の標柱の位置(北緯三三度五七分〇四秒東経一三二度一八分三〇秒)
- 二 基点一から二四八度一分六六メートルの点
- 三 基点二から二三五度〇九分一五六メートルの点

補助点

- 一の二 基点一から八一度四八分六五メートルの点
- 一の二 基点一から一三五度二六分一四三メートルの点
- 三の一 基点三から二二二度〇二分二五三メートルの点
- 三の二 基点三から二〇八度〇四分二六二メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一條の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

三十八の二 山口県山口南沿岸床波漁港海岸西岐波地区海岸白土地先海岸に関する部分の次に次のように加える。

三十八の三 (一) 海岸の名称
 山口県山口南沿岸床波漁港海岸床波東地区海岸

山口県山口南沿岸床波漁港海岸床波東地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三、四、五、六、七、八、九の各点を順次結んだ線及び基点九、補助点九の一、二の二、一の二、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

点の位置

基点

- 一 宇部市大字西岐波字白土一六二七番地の四の標柱の位置(北緯

三十八の四

(一)

海岸の名称
山口県山口南沿岸床波漁港海岸白土地区海岸

(二)

指定区域

八、補助点八の一、八の二、一の一、基点一の各点を順次結んだ線及び基点一、二、三、四、五、六、七、八の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点

一 宇部市大字西岐波字前ヶ沢一七六〇番地の一地先の標柱の位置
(北緯三三度五七分二秒東経一三二度一九分二九秒)

二 基点一から二九一度四分四二メートルの点

三 基点二から三三〇度一分六〇メートルの点

四 基点三から二四五度四分三三メートルの点

五 基点四から二九七度二分二六メートルの点

六 基点五から三四六度三分四四メートルの点

七 基点六から二八二度四分八四メートルの点

補助点

一の一 基点一から六六度二分五三メートルの点

二の一 基点二から一五〇度三七分三三メートルの点

九の一 基点九から一五一度四分九八メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。

2 方位は、真方位とする。

三三度五七分二〇秒東経一三二度一九分〇五秒)

二 基点一から二〇九度〇三分七四メートルの点

三 基点二から二六〇度三分九四メートルの点

四 基点三から三三八度〇三分三〇九メートルの点

五 基点四から二八八度五三分一八七メートルの点

六 基点五から一九五度三分一〇メートルの点

七 基点六から二六度二分八八五メートルの点

八 基点七から二八度二分一四一メートルの点

九 基点八から二三七度二分四六メートルの点

山口県告示第三百九号

海岸保全区域のうち漁港管理者である地方公共団体の長が管理する区域に関する告示(昭和五十一年山口県告示第三百七十一号の二)の一部を次のように改正する。

平成十八年六月六日

山口県知事 二井 関成

表山口県山口南沿岸の項中

床波漁港	床波漁港	西岐波地区海岸	江頭地区海岸	白土地区海岸	江頭地区海岸
江頭地区海岸	昭和三十二年山口県告示第百五十二号により指定された山口県山口南沿岸地区のうち床波漁港の区域に接する区域	昭和三十二年山口県告示第百五十二号により指定された山口県山口南沿岸地区のうち床波漁港の区域に接する区域	昭和三十二年山口県告示第百五十二号により指定された山口県山口南沿岸地区のうち床波漁港の区域に接する区域	昭和三十二年山口県告示第百五十二号により指定された山口県山口南沿岸地区のうち床波漁港の区域に接する区域	昭和三十二年山口県告示第百五十二号により指定された山口県山口南沿岸地区のうち床波漁港の区域に接する区域
宇部市長	宇部市長	宇部市長	宇部市長	宇部市長	宇部市長

に改める。

を

山口県告示第三百十号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四条第一項の規定に基づき、小野田都市計画事業小野田日の出二丁目土地区画整理事業の施行を次のとおり認可した。

平成十八年六月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 土地区画整理事業の名称
小野田都市計画事業小野田日の出二丁目土地区画整理事業
施行地区
- 二 山陽小野田市日の出二丁目の一部
事務所所在地
- 三 山陽小野田市大字西高泊一三三九の六
施行認可の年月日
平成十八年六月六日
- 四 施行者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 主たる事務所の所在地
アイナガサワ株式会社 山陽小野田市大字西高泊一三三九の六
- 五 事業施行期間
平成十八年六月六日から平成二十年三月三十一日まで
- 六 事業年度
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで(初年度にあつては、平成十八年六月六日から平成十九年三月三十一日まで)
- 七 公告の方法
事務所に掲示する。



(三〇六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年六月六日から同年十月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工課において

公衆の縦覧に供します。

平成十八年六月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 コスパ防府Ⅱ
所在地 防府市大字植松五五四の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社安成工務店 下関市綾羅木新町三丁目七番一号 安成 信次
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 おいて小売業を行う者の閉店時刻	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ライトオン	変 更 前 午後八時	変 更 後 午後九時
---	--	---------------	---------------

- 四 届出年月日
平成十八年五月二十六日
- 五 変更年月日
平成十八年六月二日



山口県選挙管理委員会告示第三十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年六月六日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

政治団体の名称	代表者の氏名	幹事の氏名	住たる事務所の所在地	その他の事項	届出(届出日)
藤三(四)会	藤三 四郎	藤三 敦子	下関市藤生本町7番13号		平成18、4、6

片山原司後援会	福田 瑞穂	片山 伸子	岩国市美川町南桑2400	"	"	20
兵頭のみさ後援会	徳村 進	鹿島 正美	下関市赤間町5番14号	"	"	18
守永忠世後援会	阿部 清作	守永 孝	萩市大字明木4120	"	"	13
山と海の会	西村 恵昭	桂 克美	岩国市錦町広瀬1118の7	"	"	5
渡辺和彦後援会	篠田 省三	神尾 透	" 周東町相生3407	"	"	10

山口県選挙権者数調査報告書(平成17年度)

総選挙権者数(昭和三十三年法律第百九十四号)第七條第一項の規定による調査にあつた選挙団体の選挙権者は次のとおりである。

平成十八年六月六日

山口県選挙権者数調査報告書 櫻田 勉 記

政治団体の名称	異動事項	異動内容		備出(年月日)
		新	旧	
国民新党憲友会山口県支部	会計責任者	西村 新一	繁永 光彦	平成18、4、3
自由民主党周東支部	事務所	岩国市周東町下久原1349	玖珂郡周東町大字下久原1349	" 14
自由民主党錦支部	"	錦町広瀬48の1	錦町大字広瀬48の1	" 10
自由民主党本郷支部	"	本郷町2107の4	本郷村大字本郷2107の4	" "
自由民主党美川支部	"	美川町小川1831の1	美川町大字小川1831の1	" "
自由民主党山口県遺族連盟支部	会計責任者	西村 隆之	牛嶋 勝次	" "
自由民主党山口県港湾支部	代表者	河野 光伸	渡部 誠	" 20
自由民主党山口県歯科技工士政治連盟支部	"	磯村 辰夫	川下 正行	" 28

自由民主党山口県土地改良建設支部	代表者	野稲 忠男	渡部 誠	" 20
自由民主党宇支部	事務所	岩国市由宇町南3丁目11番22号	玖珂郡由宇町南22号	" 10
明日の山陽小野田を考える会	事務所	山陽小野田市大字小野田397の3	小野田市大字小野田397の3	" "
阿波昌子後援会	事務所	長門市日置上5931の2	大津郡日置町大字日置上5931の2	" 3
尾木武夫後援会	事務所	萩市大字上小川西分3960	阿武郡田万川町大字上小川西分3960	" 4
久保雅己後援会(友雅会)	事務所	大島郡周東町大字東三浦458の1	大島郡大島町大字東三浦458の1	" 3
近藤勇次郎後援会	事務所	岩国市周東町西長野309の6	玖珂郡周東町大字西長野309の6	" "
新南陽地域の発展をまじめに考える会	事務所	新南陽地域の発展をまじめに考える会	新南陽市の発展をまじめに考える会	" 10
太陽の会	事務所	太陽の会	山と海の会	" 13
瀧川勉後援会	会計責任者	木原 久光	瀧川 守正	" 4
武田寿生後援会	代表者	梅本 高	宮川 力	" 17
山口県医師連盟	代表者	市來健之助	浜野 薫	" 10
山口県遺族政治連盟	代表者	西村 隆之	牛嶋 勝次	" 28
山口県歯科技工士連盟	代表者	磯村 辰夫	川下 正行	" 28

山口県日本共産党後援会	会計責任者	黒岩 学	"	吉敷郡小郡町大字下郷373の5	"	3
	事務所	山口市小郡下郷373の5				

山口県選挙権管理委員会公告第三十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年六月六日

山口県選挙権管理委員会 櫻田 勉 印

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
磯村寿夫後援会	河村 久夫	松室 陽一	下松市望町5丁目5番10号	平成18、4、17
織田村貢後援会	梅木 繁男	林 副	山口市小郡黄金町10番3号	" 3、31
津野かおる後援会	中野 敬治	麻野 達也	山陽小野田市大字都1985の3	平成17、9、5
平原としきよ後援会	倉重 権次	平原 廉清	" "	平成18、3、31
藤田芳久後援会	植崎 潔	田中 英夫	長門市油谷新別名16	平成17、"
守永ただよ後援会	阿部 清作	守永 孝	萩市大字明木4120	平成18、"
山田耕作後援会	山田 耕作	伊藤 勝	山陽小野田市大字有帆1539	平成17、12、"

山口県選挙権管理委員会公告第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年六月六日

山口県選挙権管理委員会 福田 隆 司

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金	管理団体	代表者の氏名	備考
村上 満典	山口市議会議員	名	村上みつりのり後援会	村上 満典	平成18、3、1
		称	山口市宮野下16100の1		

山口県選挙権管理委員会公告第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成十八年六月六日

山口県選挙権管理委員会 櫻田 勉 印

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	備考
近藤勇次郎	岩国市議会議員	近藤勇次郎後援会	事務所	岩国市周東町西長野309の6	平成18、4、3

山口県選挙権管理委員会公告第四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年六月六日

山口県選挙権管理委員会 櫻田 勉 印

届出をした者の氏名	公職の種類	資金	管理団体	備考
山田 耕作	山陽小野田市議会議員	名	山田耕作後援会	資金管理団体でなく、なつた旨の届出年月日
		称	山陽小野田市大字有帆1539	平成18、4、3